学校いじめ防止基本方針

愛知県春日井市立松山小学校

1 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。また、どの児童も被害者にも加害者にもなりうる。これらの基本的な考えを基に、教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。

何より学校は、児童が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。児童一人一人が「大切にされている」という実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、児童が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

2 いじめ防止対策組織

いじめ・不登校対策委員会を設置し、いじめのささいな兆候や懸念、児童からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。

校長・教頭・教務主任・校務主任・学年主任・生徒指導主任・養護教諭等で構成し、必要に応じて、スクールカウンセラー・心の教室相談員・スクールソーシャルワーカー等を加える。

(1)いじめ防止対策組織の役割

ア「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

・保護者・児童・職員に対して学校評価アンケートを行い、いじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。

イ 教職員への共通理解と意識啓発

・年度初めに「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。

・いじめアンケートや教育相談の結果の集約・分析・対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対策に努める。

ウ 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

・随時、保護者向け文書・ホームページ・学校だより等を通して、いじめ防止の取組状況や学校評価結果等を発信する。また、「保護者は、子どもの教育において第一義的責任を有する」という認識をもってもらう。地域住民には、「地域全体で子どもを見守り、育てていく」という認識をもってもらう。※地域・学校・家庭の協働

エ いじめに対する措置(いじめ事案への対応)

・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消にむけた指導・支援体制を組織する。

・事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家や関係機関と連携して対応する。

・問題が解消したと判断した場合も、その後の児童の様子を見守り、継続的な指導・支援

を行う。

3 いじめの防止等に関する具体的な取組

（1） いじめの未然防止の取組

ア 児童同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。

イ 児童の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。

ウ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。また、同時にコミュニケーション能力の向上に努め、よりよい人間関係の構築を図る。

エ 情報モラル教育を推進し、児童がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者・被害者とならないよう、継続的に指導する。

(2)いじめの早期発見の取組

ア いじめアンケートや教育相談を定期的に実施し、児童の小さなサインを見逃さないように努める。

イ 教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について、相談しやすい環境を整える。

ウ いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、児童が相談しやすい環境を整える。

(3)いじめに対する措置

ア いじめを発見したり通報を受けたりしたら、迅速かつ組織的に対応する。

イ 被害児童を守り通すという姿勢でケアや支援を行う。

ウ 加害児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。

エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門家や、警察署・児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。

オ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。

カ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて、警察署や法務局等とも連携して行う。

4 重大事態への対応

（1）重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、「重大事態対応フロー図」に基づいて対応する。

（2）学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ・不登校対策委員会」を開催し、事案に応じて、適切な専門家を加えるなどして対応する。

（3）調査結果については、被害児童・保護者に対して、適切に情報を提供する。

５ 学校の取組に対する検証・見直し

（１）学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、ＰＤＣＡサイクル（ＰＬＡＮ→ＤＯ→ＣＨＥＣＫ→ＡＣＴＩＯＮ）で見直し、実効性のある取組となるよう努める。

（２）いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを実施し、いじめ・不登校対策委員会で、いじめに関する取組の検証を行う。

６ その他

（１）いじめ防止に関する校内研修を計画し、児童理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。

（２）「学校いじめ基本方針」は、ホームページに掲載する。

（３）長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。

重大事態の対応フロー図

事件性がある場合

教育委員会へ重大事態の発生を報告

教育委員会が調査の主体を判断

学校が調査主体の場合

学校に重大事態の調査組織を設置

※「いじめ防止対策組織」が調査組織の母体となる。

※組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接人間関係または特別な利害関係を有しない**第三者**の参加を図ることにより、**当該調査の公平性と中立性を確保**するように努める。

事実関係を明確にするための調査を実施

※因果関係の特定を急がず、**客観的な事実関係を速やかに調査**する。

※事実としっかり向き合う姿勢を大切にする。

いじめを受けた児童及びその保護者へ適切な情報提供

※関係者の個人情報に十分配慮しつつ、**情報を適切に提供**する。

※調査に当たって実施するアンケートは、調査に先立ち、その旨を調査対象の児童や保護者に説明をする。

調査結果を教育委員会に報告

※必要に応じて、いじめを受けた児童または保護者の所見をまとめた文書も調査結果に添付する。

調査結果を踏まえた必要な措置

※調査結果を踏まえ、再発防止にけた取組を検討し、実施する。

※再発防止に向けた取組の検証を行う。

＜参考資料＞　年間計画

	「いじめ・不登校対策委員会」	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携
4月	P ○「学校いじめ基本方針」の内容の確認	○ＳＣ・心の教室相談員の児童・保護者への周知 ○学級開き・学年開き ○１年生をむかえる会	○いじめ相談窓口の児童・保護者への周知 ○身体測定 ○通学班会議	○学級懇談会等での「いじめへの対応」等の説明 ○授業参観 ○地域訪問
5月	D ○教育相談により発見されたいじめの対応とその検証	○校外学習 ○保健指導		○資源回収
6月		○ペア学年交流	○教育相談	○学校公開日 ○学校評議員会
7月	C ○全教職員による「取組評価アンケート」実施→検証	○情報モラル指導（ネットモラル） ○長期休業生活指導	○通学班会議	○個人懇談会
8月	A ○中間評価→検証			
9月	P	○学校保健委員会 ○保健指導	○身体測定	○学校公開日
10月	D ○教育相談により発見されたいじめの対応とその検証		○教育相談 ○通学班会議	○「スポーツフェスティバル」公開
11月	C ○教員研修	○野外学習 ○修学旅行 ○校外学習		○学校公開日 ○資源回収
12月	○全教職員による「取組評価アンケート」実施→検証	○人権週間 ○赤い羽根募金活動 ○ペア学年交流	○通学班会議	○個人懇談会 ○学校評議員会
1月	A		○身体測定	○保護者への学校評価アンケート
2月	○自己評価	○三ツ星幼稚園交流 ○ペア学年交流 ○６年生を送る会		○学校公開日 ○学校評議員会
3月	○学校関係者評価の結果を検証→「基本方針」の見直し		○通学班会議	○学校関係者評価委員会での「自己評価」
通年	P へ ○校内のいじめに関する情報の収集 ○対応策の検討	○委員会活動・クラブ活動・ペア学年活動による異年齢集団活動 ○集会における校長講話 ○道徳教育・体験活動の充実 ○わかる授業の構築	○健康観察の実施 ○ＳＣによる相談 ○心の教室相談員による相談 ○連絡帳	○地健連の取組 ○交通当番による観察

※いじめが発生した場合の対応については、関係する職員で共通理解を図りながら、対応していく。